成年後見人等の選任前後における課題について

令和5年度 第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会 資料

令和5年7月25日(火) 松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和5年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

① 広報機能

② 相談機能

- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

⑤ その他

第1回 5/30

今年度の協議会テーマについて

- ① 広報機能
- ニーズ調査について
- ⑤ その他
- ・公的支援の実施状況

第4回 11/28

- ③ 利用促進機能
- •b)担い手の育成・活動の促進の進捗状況
- c) 関連制度からのスムーズな移行体制について

第2回 7/25

- ① 広報機能
- ・ニーズ調査の結果からみる傾向や課題
- ③ 利用促進機能
- ・a) 受任者調整等の支援に向けた課題
- ④ 後見人支援機能
- ・後見人支援の課題

第5回 1/30

※ 進捗状況によって内容を検討

第3回 9/26

- ① 広報機能
- 「支援者向け手引き」 の見直し

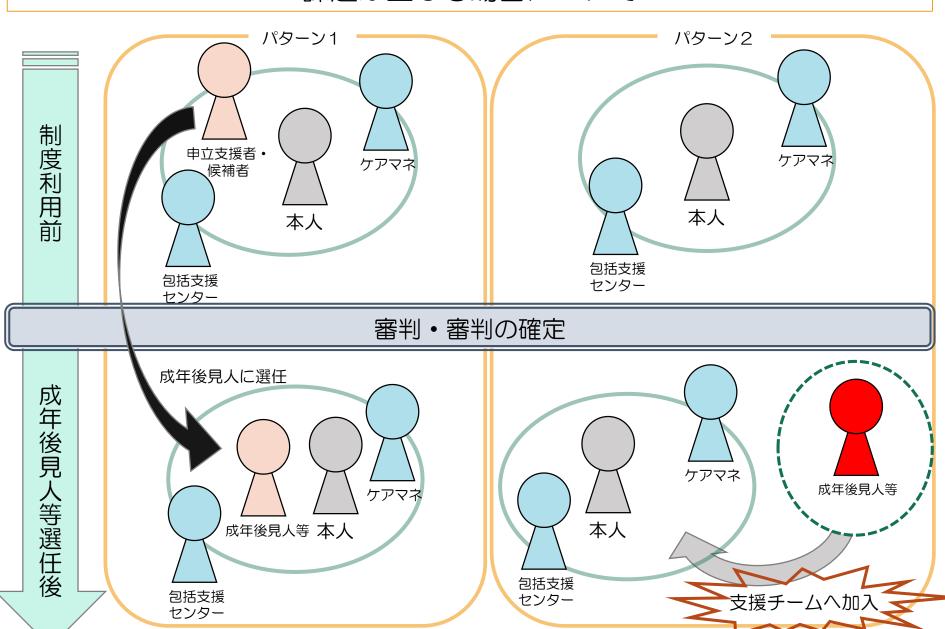
② 相談機能

- 相談受付状況
- ・ 相談場面における課題

第6回 3/19

- 令和5年度のまとめ
- ・ 令和6年度の協議会について

課題が生じる場面について



◎パターン1

- ・成年後見制度活用に向けて、申立支援者や後見人等候補者がおり、その方々がそのまま後見人等に選任される。
 - ⇒本人の支援者や状況を理解した上で後見人等として活動することになるので、スムーズな 支援が可能である。

◎パターン2

- ・後見人等の選任は家庭裁判所に一任した場合
- ・後見人等候補者に記載した人と別の人が選任された場合
 - ⇒初見の後見人等が選任されるため、どのようにすれば後見人等が<u>スムーズにチームの一員</u> となれるか。



パターン2で考えられる双方の疑問点や考え

成年後見人等

- ・誰が関わっているのか・キーパーソンは誰か
- 早急に対応すべきことはなにか
- ・成年後見人等が全てできるわけでない(後見人等だけで解決できない問題も多い)

支援者側

- 本人の状況を教えてほしいと言われたが、何を伝えたらいいのかわからない
- 連携したいが、専門職は敷居が高い
- どのような状況の時に連絡すればいいのか迷う時がある
- 本人宛に審判書が届いたが、後見人等の電話番号は書いていない。支援者側は連絡を待っていればいいのか。

/

*これらの課題を解決する方法の提案

- ① 成年後見人等が選任されたあと、支援者等が伝えるべき情報のポイント整理
- ② 成年後見人等の具体的な職務について正しく理解する
- ③ 審判がおりたあと、<u>成年後見人等が活動できるまでの流れ</u>を明示 ⇒これらを「成年後見制度活用に向けた支援者向け手引き」に追記

①支援者が後見人等へ伝える情報のポイント

- ✓ 成年後見制度活用に至った経緯
- ✓ 予想される後見事務
- ✔ 成年後見人等が選任されることに対して本人の想い
- ✔ 家族や親族の状況、キーパーソンは誰か
- ✔ どこの機関の支援者がどれくらいの頻度で支援しているか

関係機関との連携を図っていくためのケース会議を開催することも検討する。会議の内容としては、関係機関との連携を図っていくために上記の内容を成年後見人等を含めた支援者間で共有し、それぞれの役割や支援の流れを確認することにより、スムーズな支援に繋がる。



②成年後見人等の具体的な職務について

◎身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる手続きを行う。

◎財産管理

• 本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約等を行い、財産を適正に管理する。

◎家庭裁判所への報告

- ・成年後見人等に選任されたら、まず家庭裁判所が指定する期間内(概ね2ヶ月以内)に成年被後見人等の 資産や収入等の調査を行い「財産目録」等を作成し、家庭裁判所に報告する。
- その後は1年に1回程度、家庭裁判所へ後見事務報告書・財産目録・収支計画書等を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなる。

◎成年被後見人等が亡くなったあとの事務(死後事務)

- ・成年被後見人等が死亡すると、成年後見人等の職務は終了となる。死後事務に関することは、原則として相続人又は死後事務委任契約に基づく受任者が行うこととなる。しかしながら、成年被後見人等が亡くなったあとも一定の事務を行うことを周囲から期待され、社会通念上これを拒むことが困難な場合があると言われている。このことから平成28年10月13日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人は成年被後見人が死後にも、個々の相続財産の保存に必要な行為や火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の事務を行うことができることとされ、要件が明確にされた。(保佐・補助・任意後見及び未成年後見人には適用されない。)
 - ステストなにまって、

 成年後見人等の権限に含まれないもの
 - ・身元保証人等になること

医療行為への同意

- ・遺言、養子縁組、結婚、離婚など一身属的な行為
- ・財産の贈与
- ※上記は一例であり、補助・保佐類型の場合は与えられる権限が異なる。 権限を確認するには、成年後見人等が所持している登記事項証明書の代理行為目録にて確認

③家庭裁判所に申立後、成年後見人等が活動できるまでの流れ

審理

・受理時面接:申立人や成年後見人等候補者、本人や関係者から本人の状況を確認

・鑑 定:診断書のみでは判定が困難な場合のみ実施(約9割のケースは省略)

審判

・申立人から提出された書類や調査官が行った調査結果に基づき、裁判官が後見等開始の 審判を行うとともに、最も適任と考えられる方を成年後見人等に選任(補助・保佐の場合 は必要な同意権や代理権も定める)

審判の告 知・通知 ・家庭裁判所から申立人、後見人等、本人へ審判書を送付

審判の確 定・登記

- ・後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定する (審判に不服がある場合、この2週間のうちに不服申立て(即時抗告)の手続きをとることができる)
- ・家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼し、登録完了後に後見人等の証明と なる「登記事項証明書」の取得が可能となる。

支援開始

・成年後見人等は「登記事項証明書」を提示することで第三者に自らの法的権限の範囲や 内容を証明できるようになるため、実務上はこれをもって成年後見人等の活動を開始する ことができるようになる。